

答申の内容

- 審査請求日：令和6年11月11日
- 諮問日：令和7年1月22日
- 答申日：令和7年2月13日
- 事件名：財産差押処分に係る審査請求

結 論

審査請求を棄却するのが適切である。

審査請求人の主張

死亡した元配偶者の固定資産税について、相続人として預金の差押処分が行われたが、その後、相続放棄を行ったことから当該処分の取消しを求めるもの。

(理由)

- ① 令和6年9月10日付けの財産差押処分は、審査請求人が相続人であることを前提に、審査請求人の元配偶者が所有していた不動産（山林）について滞納していた固定資産税を請求債権として行われているが、令和6年10月28日付けで相続放棄したものである。
- ② 審査請求人が相続財産及び負債を認識するためには、それらに係る連絡が到達している必要があるが、それを読み取れるものではなく、当該財産差押処分により初めて相続財産及び負債を認識したものである。

審査会の判断理由

- 民法第915条第1項において、相続の承認又は放棄を選択するための熟慮期間として、3ヶ月の熟慮期間が定められ、相続放棄の手続きをしなかった場合は、相続を単純承認したものとみなされる。
- 判例においては、①被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたこと、②相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があること、③被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたことについて相当な理由（特別な事情）がある場合に、相続放棄の熟慮期間が、相続財産の存在を認識した時又は通常認識しうべき時から起算されることになる。
- 住民票等で確認できる住所には、納税通知書及び督促状が少なくとも24回送付され、返戻されてきた記録もないことから、審査請求人に到達しているものと考えられる。
- また、処分庁は、令和3年6月21日に催告書を、令和3年12月10日に代位登記した相続財産の参加差押通知書を上記の住所に送付しており、遅くとも令和3年6月21日の2～3日後には審査請求人が相続財産の存在を認識しうべきであったものと考えられる。
- したがって、本件の相続放棄は熟慮期間を徒過したものであり効力は認められず、本件財産差押処分は違法・不当ということとはできない。

審査会開催の経過

令和7年2月3日（月）	第1回行政不服審査会
-------------	------------